

廃棄物の不法投棄は 絶対に許されません

十月二十九日、村と普代郵便局（野田祐一局長）では不法投棄された廃棄物の情報提供協定を締結しました。郵便局の外務職員が職務中に不法投棄とみられるごみを発見した場合、村役場に通報する制度です。

協定締結式は、地域振興室で行われ、深渡宏村長と野田局長が協定書を交わしました。

村では、昨年十二月から今年三月にかけて、「地域まるごと環境浄化事業」を展開。臨時の作業員が国道沿いや山中に投げ捨

てられたテレビ、冷蔵庫、タイヤ、バイクなどの回収に当たりました。それ以降はごみの不法投棄の連絡はないものの、今回の協定締結は住民への啓発を強く促すものです。

快適な暮らしを送り、環境を守るためにもどんな小さなごみでも、自分で出したごみには責任を持つことが大切です。皆さん、それぞれ自覚を持ち快適ですてきな暮らしをしましょう。



情報提供協定書が交わされました

狂牛病の正しい知識を！ 「いわて牛」は安全で安心

狂牛病が日本で発見されてから、大きな社会問題となっています。感染した牛の「脳」、「脊髄」、「眼」や、「小腸の最後の部分」を除けば、食材として安全なものであると証明されたにもかかわらず乳製品への恐怖と不信感は、依然として消費を落ち込ませています。正しい知識を持つことで、牛製品を見直すことができます。今月号では、乳製品の安全で安心な食材としての価値を改めて知っていただくために、県の取り組みなどについてお知らせします。

狂牛病の原因と感染
狂牛病は、ウイルスより小さな感染因子で異常プリオンタン

白質が原因とされ、肉骨粉などを含む飼料を牛に与えることで感染するといわれています。

確かな検査体制整備

牛肉を検査する食用衛生検査所では、新しい検査機器を整備し、十月十八日から出荷された全ての牛を検査しています。検査は、少しでも疑いがあるときは二段階の検査を行うなど、厳密な検査で牛肉の安全性を確保なものにしています。

県で牛の戸籍を作成

県では独自に牛のデータベース（戸籍）を、牛一頭ごとにつくります。データベースで過去にどんなエサを与えたかが分かる仕組みになります。消費者にも情報を提供し牛肉の安全性が透明化されます。

情報の提供は県から

県では、狂牛病について正しい情報の提供と安全で安心な

骨粉の製造など禁止

生産者と獣医師らが連携し、牛の健康状態をみんなでチェック、しっかりと生産管理がされています。感染源の肉骨粉などの製造や流通は禁止され、全ての家畜に肉骨粉の飼料が使用できなくなりました。

危険な部位を除去！

食肉処理場では、牛を解体するとき危険な部位である「脳」、「脊髄」、「眼」、「小腸の最後の部分」を完全に除去し、焼却しています。



「いわて牛」が届くように、さまざまな対策が取られています。詳しくは、県畜産課（☎019-629-5723）または、県保健衛生課（☎019-629-5467）へお問い合わせください。

ふだい産すき昆布



12月は県産品愛用月間で～す

お歳暮などは地元産を利用しましょう！

岩手県と県産品普及推進連絡会では、お歳暮など商品の需要が高まる12月を県産品愛用月間として、県産品の普及に努めています。県内にはこれからの季節ならではの素晴らしい県産品があります。お歳暮には、豊かな自然と優れた技術で育まれた県産品を利用しましょう。

問い合わせ先...県庁岩手ブランド推進課（☎019-629-5536～7・直通）

ふだい産塩ワカメ

